

標茶町学校給食調理等業務
公募型プロポーザル実施要項
(予定)

令和6年11月

標茶町

目 次

1	目 的	1
2	業 務 の 概 要	1
3	参 加 資 格 要 件	1～2
4	プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 日 程	2
5	申 請 に 関 す る 留 意 事 項	3
6	現 場 見 学 会 の 開 催	3～4
7	プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 意 思 表 明 書	4
8	資 格 審 査 の 結 果 通 知	4
9	質 問 の 受 付 ・ 回 答	4～5
10	プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 の 辞 退	5
11	プ ロ ポ ー ザ ル 企 画 提 案 書 及 び 添 付 資 料 の 提 出	5
12	プ ロ ポ ー ザ ル (審 査) に よ る 契 約 事 業 者 の 選 定	5～6
13	プ ロ ポ ー ザ ル の 中 止	6～7
14	受 託 事 業 者 の 決 定	7
15	そ の 他	7
別 紙 1	「 評 価 基 準 」	8～9

1. 目的

この要項は、標茶町学校給食調理等業務を委託するにあたり、豊富な知識と経験に基づく企画の提案を受け、安全で安心な学校給食の調理等業務を継続して行うことができる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

標茶町学校給食調理等業務

(2) 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

(3) 業務内容

別紙「標茶町学校給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

川上郡標茶町内

(5) 予定調理食数

850食以内／日

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税は除く）

予算成立後に提示（3年）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為による3年契約となる。

3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加表明書提出期限において、標茶町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 標茶町暴力団排除条例（平成25年3月14日条例第2号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 標茶町建設工事等指名停止要綱の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく、破産手続開始の申立をしていない者。
- (6) 厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適応を受ける施設で、学校給食調理業務の実績を3年以上有する者であること。
- (7) 過去3年以内に、学校給食調理業務に関して、食中毒事故等により営業停止等の行政処分を受けたことがないこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条及び第61条の規定により許可を取り消されていないこと又はその取消しの日から起算して2年以上経過していること。
- (9) 賠償責任保険に加入していること。または、加入見込みであること。
- (10) 本業務に参加できる要件を満たした事業者を履行保証人とする事。
- (11) 北海道内に事業所等を有し（履行期間開始前までに設置予定の場合も含む）、教育委員会・学校給食共同調理場との連絡・調整が速やかに行えること。

4. プロポーザル実施日程

項 目	日 程
事業者の募集（ホームページ掲載）	令和6年12月5日（木）～令和6年12月26日（木）
現場見学会参加申込書（様式第7号）の受付	令和6年11月20日（水）～令和6年12月4日（水）
現場見学会	令和6年12月6日（金）（予定）
参加意思表明書（様式第1号・第2号）の提出期限	令和6年12月10日（火）
資格審査の結果通知（参加資格がない場合のみ）	令和6年12月17日（火）
質問書（様式第4号）の受付	令和6年12月5日（木）～令和6年12月16日（月）
質問に対する回答期限	令和6年12月20日（金）
参加辞退書（様式第3号）の提出期限	令和6年12月26日（木）
企画提案書（様式第5号・第6号）及び添付資料の提出期限	令和6年12月26日（木）
審査（プレゼンテーション）	令和7年1月10日（金）（予定）
審査結果の通知	令和7年1月14日（火）～令和7年1月17日（金）
契約の締結	令和7年1月下旬（予定）

5. 申請に関する留意事項

(1) 実施要項

申請書類の提出をもって、実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 申請費用の負担

申請に関する必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 著作権

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本町と契約に至った者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、返却しない。

なお、標茶町情報公開条例（平成12年標茶町条例第43号）の規定により、応募書類は同条例第7条各号に規定する事項（非公開情報）を除き公開対象とする。

(5) 町が提示する資料等の取り扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁止する。

(6) 応募に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①申請書の提出時から受託事業者決定までの間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ②同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④著しく信義に反する行為があった場合
- ⑤申請内容が実施要項又は仕様書の内容と相違している場合

6. 現場見学会の開催

学校給食共同調理場内の見学を希望される場合は、次のとおり申込書を提出してください。

(1) 現場見学会開催

場所 標茶町学校給食共同調理場

日時 令和6年12月6日(金) 10時00分(予定)

(2) 現場見学会参加申込書受付期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月4日(水)午後5時00分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉場日は除きます。

(3) 提出方法

現場見学会に参加希望の者は、現場見学会参加申込書(様式第7号)をファックス又は電子メールにて事務局あてに提出してください。

※申込書提出後、発注者からの提出受領の確認メールを送信します。

(4) その他

- ①現場見学会に参加する者は、1業者につき2人までとし、衛生管理の観点より、2週間以内の検便検査証明書を当日持参してください。
- ②調理室に入室する者は、清潔な白衣及び帽子、マスク並びに調理用靴を持参すること。
- ③見学前に担当者が行う説明及びその指示に従うこと。

7. プロポーザル参加意思表明書

本プロポーザルに参加の意思がある事業者は、次のとおりプロポーザル参加意思表明書を管理課契約管財係まで提出してください。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加意思表明書(様式第1号)
欠格事項確認書(様式第2号)
- (2) 提出部数：各1部
- (3) 提出方法：持参・郵送(期限内必着に限る)
- (4) 提出期限：令和6年12月10日(火) 午後4時必着

8. 資格審査の結果通知

本プロポーザルに参加意思表明書の提出のあった事業者が、参加資格要件を欠く場合には、参加資格がないことを次の期日までに通知する。

- (1) 通知期日 令和6年12月17日(火)まで

9. 質問の受付・回答

本実施要項に関する質問は、次のとおり受け付け、参加事業者すべてに回答する。な

お、軽易な事項（本仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

(1) 提出書類：質問書（様式第3号）

(2) 提出方法：電子メール

送 信 先 標茶町管理課契約管財係

Email： k_kanzai@town.shibecha.lg.jp

(3) 受付期間：令和6年12月5日（木）から16日（月）

(4) 回答期日：令和6年12月20日（金）

10. プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加意思表明書を提出した事業者で、プロポーザル（企画提案）に参加しない場合は、次のとおり、プロポーザル参加辞退書を提出してください。

(1) 提出書類：プロポーザル参加辞退書（様式第4号）

(2) 提出部数：1部

(3) 提出方法：持参・郵送（期限内必着に限る）

(4) 提出期限：令和6年12月26日（木）まで 午後4時必着

11. プロポーザル企画提案書（審査申請書類）及び添付資料の提出

プロポーザル参加事業者（参加辞退書提出者は除く。）は、様式第5号、第6号及び資料をファイリングし提出すること。

(1) 提出書類：プロポーザル企画提案書（様式第5号）

◆添付書類 ①見積書（様式第6号）

②その他参考資料

◆提出部数：各 11 部（正本1部、副本 10 部）

(2) 提出方法：持参・郵送（期限内必着に限る）

(3) 提出期限：令和6年12月26日（木）午後4時必着

(4) 提出書類詳細：副本は住所及び商号又は名称の記載、使用印の押印はしないこと。

12. プロポーザル（審査）による契約事業者の選定

標茶町学校給食調理等業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、別紙1「評価

基準」に従い、提案書に基づくプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った応募者を選定する。

応募者が1団体であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その事業者を選定することとし、基準を満たしていない場合は選定しない場合もある。

審査において、会社概要等を簡潔に説明し、別添様式第5号から第6号までについてプレゼンテーションを行う。パワーポイント使用の場合のプロジェクター等必要機材は全て申請者で準備すること。（電源用コードリール及びスクリーンは本町で用意する）

説明時間 30分、質疑時間10分 計 40分程度

プレゼンテーションは1社につき3名までとする。

(1) 選定委員会の概要

①選定委員

8名

②審査実施日

令和7年1月10日(金)

※開催時間は別途、通知する。

(2) プロポーザル（審査）における着眼点

①業務遂行能力

②他自治体等における実績

③従業員の配置計画

④学校給食に対する理解

⑤安全衛生に対する取り組み

⑥地域住民の雇用に対する考え方

⑦見積額の適正性

⑧突発事故等の対応措置

⑨従業員に対する研修計画

13. プロポーザルの中止

2の(6)提案上限額(消費税及び地方消費税は除く)の予算成立がされなかった場合または緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、中止する。この場合において、参加意思のあった事業者には、その旨を速やかに通知することとし、本プロポーザルに要した費用を本町へ

は請求できないものとする。

14. 受託事業者の決定

審査基準に基づく選定委員会の審査により最も順位の高い業者又は企画を選定し、その結果について、令和7年1月17日（金）までにプロポーザル（審査）参加事業者へ書面にて通知する。

なお、選定結果に対する異議の申し立てはできないものとする。

最も順位の高い業者との間で次のとおり協議を行うものとする。

- （1）提案内容を基に、案件をより効果的に遂行する方法を具体化する協議を行う。
- （2）協議が整わない場合は、順位が次点の者と協議を行うことができる。
- （3）協議の結果により仕様を決定し、契約を締結するものとする。

15. その他

受託事業者決定後の辞退は認めない。

◆問合せ・書類提出先（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

なお、お問い合わせは、下記アドレスへメールでお問い合わせください。

〒088-2312 川上郡標茶町川上4丁目2番地

標茶町 管理課契約管財係

電 話：015-485-2111

F A X：015-485-4111

E mail：k_kanzai@town.shibeche.lg.jp

別紙1 「評価基準」

審査項目	審査内容	配点
学校給食運営に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に関する考え方や企業理念が十分評価できるか ・事業内容及び目的に関する理解や知識が十分あるか 	50
学校給食（大量調理）の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が有する大量調理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか ・事業者の知識・経験を活かした創意工夫がみられ、効果が見込める提案内容となっているか ・標茶町（日最大850食）と同規模以上の給食センターでの業務実績が十分あるか 	250
調理業務における安全衛生管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が有する安全衛生管理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか ・事業者の知識・経験を活かした創意工夫がみられ、効果が見込める提案内容となっているか ・作業工程表や作業動線図が適切に作成されており、安全衛生管理、実施体制に問題がないか 	300
施設の維持管理業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が有する調理器具、衛生器具、設備等の日常の安全点検や維持管理に関する知見を反映した、具体的かつ実現可能な提案内容となっているか ・事業者の知識・経験を活かした創意工夫がみられ、効果が見込める提案内容となっているか 	50
業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者等が適切に配置されており、限られた時間内で調理可能な効果的・効率的及び提案内容を実施でき体制であるか ・現場と本社、事業所等との連絡体制やバックアップ体制が確立されているか ・欠員が生じた場合の代替要因について、対応が具体的に提案されており、業務に支障が生じる恐れはないか ・業務従事者の休暇取得や急な病気やケガ等でも、定数を確保できる体制となっているか 	250
業務従事者の研修計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研修計画が提案されており、業務従事者の衛生管理や調理技術に関するスキルアップが期待できるか ・契約から配食開始までの具体的な業務計画や研修計画が提案されており、その内容は十分であるか 	100
職員の採用計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員（社員）給与等の内容について ・現在勤務している職員の採用（転籍）計画について 	100

	・新たに採用する職員（社員）の採用計画について	
危機管理に関する考え方について	・常日頃からの事故防止対策（食物アレルギー・異物混入・食中毒等）は十分であるか ・事故発生時における緊急体制（マニュアル等）が確立されているか	200
委託料について	・見積価格	100
その他	・町の景気や雇用、地域貢献などについて、効果が見込める有益な提案内容となっているか	100
合 計		1500